

いじめ防止等のための基本的な方針



令和7年4月

松山第二小学校いじめ対策委員会



東松山市立松山第二小学校「いじめ防止等のための基本的な方針」目次

1	はじめに	2
2	いじめに対する基本的な認識	
(1)	いじめの定義	2
(2)	いじめ防止等のための基本方針	4
(3)	いじめ防止等のための組織	4
(4)	いじめ防止等に関する基本的な考え方	5
3	いじめ防止等のための対策	
(1)	いじめ防止等のための指導	7
(2)	いじめ防止等のための児童の活動	9
4	いじめ・重大事態への対処	
(1)	いじめに対する措置	9
(2)	重大事態の認識	12
(3)	重大事態への具体的な対処	13
5	その他	
(1)	いじめ防止等のための重要事項	15

1 はじめに

- 児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることは、本校の教育活動の目標と大きくかかわるものであり、学校・保護者・地域が手を携えて取り組むべき大切な課題である。しかし、いじめは、心身を傷つけ健全な成長に大きな影響を与えるばかりでなく、生命まで関わる重大な事例も報告されており、社会全体の喫緊の課題となっている。
- 本校では、いじめの防止を指導上の重点項目の一つとして、生徒指導部会等を中心にして、学校全体として取り組んできた。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るという共通認識をもち、日常のあらゆる教育活動の中で目を凝らしてよく見ること、耳をそばだててよく聞くことを基本に取り組んでいる。いじめを決して見逃さないこと、いじめられている児童を守り抜くこと、いじめを許さない学校風土を創りだすこと、これらのことを学校全体で共通認識して、いじめを生まない学校づくりを進めていきたい。
- 東松山市立松山第二小学校「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「学校基本方針」という。）はいじめを防ぐ対策をさらに実効的なものとし、児童の基本的人権を守るために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校における「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を定めるものである。

2 いじめに対する基本的な認識

（1） いじめの定義

（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

具体的ないじめの様態には以下のものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からいなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・机や座席を離される。
- わざとぶつかられたり、遊びのふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体を小突かれたり、触って知らないふりをされる。
 - ・繰り返し殴られたり、蹴られたりする。
 - ・遊ぶふりをして、格闘技等の技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅され、お金を取られる。
 - ・鞆や靴、筆箱等を隠される。
 - ・掲示した写真や、作品を傷つけられる。
 - ・靴に画鋲や砂等を入れられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・衣服を脱がされる。
 - ・教師に対して暴言を言わされる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログ等に嫌な情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールを送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから外される。

前頁のいじめの中には、犯罪行為として扱われると認められ早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめ防止等のための基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

本校はいじめ防止等のための具体的な実施計画や実施体制のために、以下の方針を定める。

- ① 常に学校の課題を把握し、教職員や保護者・地域と共通認識を図る。
- ② いじめの防止、早期発見、具体的な措置についての手立てや年間の計画を確実に実行する。
- ③ 児童や、地域・家庭と一体となっていじめの防止等に努める。
- ④ いじめ防止等のために実効的な組織をおいて、取り組むものとする。
- ⑤ いじめの防止等は学校のすべての教育活動に関わることを意識し、児童の様子や変化等を見抜く力を高めるよう努める。
- ⑥ いじめに関する実態把握のためにアンケート調査を定期的実施する。
- ⑦ いじめ防止等のための取組強化期間を11月に設け、全校的に取り組む。
- ⑧ 年間の取組みをPDCAサイクルにより検証し、適切に見直すものとする。
- ⑨ 重大事態への対処は東松山市の基本方針に沿って全教職員が迅速な対応ができるようにする。

(3) いじめ防止等のための組織

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

本校では、いじめ防止等の対策を実効あるものにするために中心的な取組を担う組織として、学校いじめ対策委員会を通年で設置する。

① 組織の役割

この委員会は、いじめ防止等にかかる取組の中心的活動を行うものとして、いじめが起きたときや疑われる事案が起きた際に解決のために活動をする組織の母体となる。

② 構成員

この委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教心教相主任、学年主任、特支コーディネーター、養護教諭、等の中から充てる。必要に応じて、学級担任、スクールカウンセラーの参加も可能とする。場合によっては心理や福祉の分野の専門家、警察関係者、医療関係者等を要請したり、PTA や地域の方など外部から協力を仰ぐものとする。

③ 活動内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う中心的な役割を担当する。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、その共有化を図る。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を招集し、情報の共有、関係児童の事情聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者との連絡や連携等の対応を組織的に取るための中心となる。

④ 開催

- ア 毎月の生徒指導委員会の中で開催する。
- いじめ事案が発生したときは、臨時で開催する。

(4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

① 未然防止のために

- いじめはどの児童にも起こりうることを踏まえ、全ての児童に目を向けた未然防止のための視点を大切にする。そして、全ての児童が心の通った対人関係を構築できる人になるよう、継続的な取組を行っていく。
- 学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことをしっかりと理解させる。また、日常的な人権教育を充実させ、体験的な学習を取り入れた道徳の授業を実践することで、児童に豊かな情操や人権感覚を育成する。

- 東松山市教育委員会作成の「いじめ防止プログラム」を活用した授業の実践や、「いじめゼロ五箇条」や「いじめ根絶宣言」の唱和、「いじめ防止標語」の作成などの日常的な取組を通していじめ防止を意識化させる。
- いじめを生み出す背景に潜むストレス等の要因を分析しその改善を図りつつ、ストレスを適切に対処できる力を着実に育んでいく。また、児童が充実した状態で学校生活を送れるよう、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていく。
- いじめ問題への取り組みの重要性について保護者や地域に認識を広め、一体となって取り組みを推進するための積極的な普及啓発を進めていく。
- 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめが生じることのないよう人権感覚育成プログラム等を活用した指導を充実させる。

②早期発見のために

- いじめの早期発見は迅速な対応のための第一歩である。全教職員と、家庭・地域の連携を日常から十分に図っておく。
- いじめは通常、教員や大人の目につきにくいところで行われることや、遊びやふざけあいを装って行われることを認識し、児童のささいな変化や、サインを見逃さないことが重要である。そのために、児童との信頼関係をしっかりと構築するとともに、小さな変化も見逃さない感覚を養うよう努める。
- 定期的なアンケート調査の実施や教育相談の実施、相談をしやすい窓口の工夫をすることにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、解決窓口等の存在を周知していく。

③適切な対応のために

- いじめがあった場合は、いじめを受けた児童を守ることを第一優先にする。そして、いじめをしたとされる児童に対して事情を確認し、速やかに適切な指導を行う。
- いじめを知らせてきた児童の安全に十分に配慮をし、その児童が次のいじめの被害者にならないよう体制を整える。

○ 家庭への連絡や教育委員会への報告・相談を速やかに行う。事案に応じては関係機関との連携を進める。

○ 教職員は日頃よりいじめを把握した際の対応の在り方について共通理解を深めるとともに、組織的に対応ができる体制を整え、機能的な役割分担についても確認をしておく。また、把握した際や報告を受けた際は、迅速に学校いじめ対策委員会に報告し、解決のために組織的に取り組む。

④家庭・地域との連携について

○ いじめは教職員の目に見えない形で行われる事例も多いことから、保護者、域と連携を日常から十分に図っておく。そのために、PTA の会議や授業参観後の懇談会の折に、学校の実情を報告するなど積極的に情報を発信する。また、学校運営協議会や民生児童委員・主任児童委員等との話し合いの際には、学校からの情報発信とともに、地域の情報の把握に努める。

⑤関係機関との連携について

○ 関係機関との連携が効果的に行われるように平素から、警察、児童相談所、医療機関等担当者と情報交換会や連絡協議会等の開催を定期的に行うよう関係を構築する。また、関係機関の専門的な立場の担当者を迎えての研修会や学校以外での相談窓口について啓発をしてもらう機会等を検討する。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめ防止等のための指導

① 基本的な姿勢

○ いじめゼロを目標として、未然防止に積極的に取り組む。そのためにはお互いを大切にする学校風土を確立するために人間関係づくりや言語環境に細心の注意を払う。また、いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導や支援を行う。

② 教師の言動・姿勢

○ いじめが起きていないときの指導を大切にし、一人一人の様子を丁寧に把握し、変化に敏感に姿勢を持ち、小さなサインを見逃さない。また、自分の学級や学校に深刻ないじめが発生し得るという危機感を常に持ち続ける。

- 教師の言動が児童を傷つけたり、からかいやいじめの原因を生み出さないよう細心の注意を払う。

③ 学級づくり

- 児童が大半の時間を過ごす学級を健全に経営する。そのために、児童の気持ちを共感的に受け止め、学級に一人一人の居場所を作る。常に見守り、身の回りの問題を自分たちの力で解決していく支援をする。また、自己肯定感を育む中で、自分のよさと他人のよさを大事にさせる。

④ 学習指導

- 学業不振は意欲的な学校生活を妨げる大きな要因である。そのことがいじめにつながっていくこともある。そのことから、学ぶ喜びを味わわせ、学ぶ意欲を育む授業を実践する。学ぶ喜びを体験させることがいじめを予防することを学校全体で認識し、授業改善の研究を積極的に行う。

⑤ 保護者同士のネットワークづくり

- いじめ防止のためには保護者への働きかけが重要で、保護者同士の関係がいじめを防止することと大きな関係がある。学級担任がコーディネーター役となり、保護者同士のネットワークづくりをすすめ、いじめについて話し合う機会を作り出す等の検討をする。

⑥ インターネット等を通じてのいじめの防止

- インターネット等を通じてのいじめを防止するために、情報モラルの徹底を図る。特に、学級活動の時間を使ってネット問題についての学習を実施する。また、保護者に対してもネット問題等への意識を啓発する取組を行う。

⑦ いじめが起きたときの措置

- いじめを発見した場合、または通報を受けた場合は教員個人で判断したり、抱え込んだりせず、組織で速やかに対応する。被害を受けた児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導をする。特に以下の点については十分に配慮する。
 - ア いじめられている側にも問題があるという考え方で接しない。
 - イ いじめられている児童のプライドに配慮する。
 - ウ 周囲ではやし立てる児童に行為の重大さを認識させる。
 - エ 見て見ぬふりをする児童には勇気をもたせる指導を行う。

- オ 他校の児童(生徒)が関わるいじめは該当学校と連絡を取る。
- カ いじめ防止推進法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を東松山市教育委員会に速やかに報告する。

(2) いじめ防止等のための児童の活動

児童自らがいじめを絶対に許さないという学校づくりを進めるよう支援をしていく。そのために、児童自身が積極的にいじめを防止するための活動をするよう工夫する。

- ① いじめについての話し合いを行う。
- ② いじめ防止のキャンペーン活動を企画実施させる。
- ③ 児童会活動の重点に位置づける。

4 いじめ・重大事態への対処

(1) いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- 教員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談をする。
(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。)
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- 学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学

校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている子供への指導

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながらいじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている子供への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる子供への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする子供への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

※ ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

※ いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) 重大事態の認識

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係とその他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。(法第28条)

○「重大事態」の判断は、学校が被害を受けた児童の状況や、本人や保護者からの申出により行う。具体的には、以下の場合を基準とする。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」は年間30日を目安とする。児童が連続して欠席を始めた場合は、当該児童を取り巻く状況から判断し、調査を開始する。

○「重大事態」への対処は、本人や保護者からの申出を優先し、速やかに調査を始めることとする。

○ 学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

(3) 重大事態への具体的な対処

① 報告

- 重大事態が発生した場合は、東松山市教育委員会に速やかに報告し、指示を受けるものとする。

② 組織

- 重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会を中心として調査を進めるための組織を作るものとする。(以下校内調査組織という。) その際、公平性・中立性を確保し、地域の実態に応じた調査を実施するため、中学校区内管理職、主幹教諭、生徒指導主任等の参画を求めることができる。

③ 調査・報告・提供

- 調査については校内調査組織が東松山市教育委員会と連携を図りながら行う。ただし、重大事態の性質等により、校内調査組織だけでは速やかに成果が上がらない場合は、東松山市教育委員会と合同で調査を行う。必要に応じて、東松山市教育委員会が調査を行い、校内調査組織が協力をする体制を作る場合もある。
- 校内調査組織は事実関係を正確に、かつ速やかに把握することを目的とし、可能な限り客観的に事実関係を把握しなければならない。
- 事実関係の調査にあたっては、以下の内容についての的確に調査し把握する。
 - ・いじめが発生した時期
 - ・いじめの加害者
 - ・いじめの内容や様態
 - ・いじめの背景、児童の人間関係、原因となったもの
 - ・教職員の対応、指導の内容等
- いじめを受けた児童から聴き取りができる場合
 - いじめを受けた児童を最優先にし、学校生活に悪影響が及ばないようにする。そのために聴き取り方や、周囲の状況に十分に配慮しつつ、適切に調査を行う。また、必要に応じて、周囲の児童や、教職員からも聴き取りを行う。
- 情報を提供した児童に影響が及ばないように十分な配慮を心がける。秘密の扱いや話の信憑性、情報の発信元については特に慎重に扱う。

- いじめを受けた児童の心理状況を把握し、継続的なケアを行う。必要に応じて、東松山市教育委員会と連携し、専門家の派遣等を検討する。
- いじめを受けた児童から聴き取りができない場合
いじめを受けた児童の状況により直接、聴き取ることが難しい場合は児童の保護者への聴き取りを速やかに行い、意見や要望を把握する。また、必要に応じて在籍する周囲の児童や教職員への調査も行い、客観的事実を把握するよう努める。
- 把握した調査結果については、東松山市教育委員会に報告し、指示を受ける。
- 調査した内容についてはいじめを受けた児童、保護者に対してできる限り提供し、説明する。情報の提供にあたっては、児童のプライバシー等個人情報保護に十分に配慮する。
- 東松山市教育委員会が校内調査委員会の調査で十分な成果が得られないと判断した場合及び学校の教育活動に支障が出ると判断した場合は、東松山市教育委員会において調査のための審議会を組織する。(以下調査審議会という。)
- 調査審議会は、学識経験を有する者、医師、臨床心理士、福祉関係者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。
- 校内調査組織は調査審議会と連携し、積極的に資料を提供したり、情報交換をする等の協力をするものとする。
- ④ いじめによる自殺が起きた場合の配慮事項
 - 亡くなった児童の尊厳と遺族の気持ちに十分に配慮をしながら、自殺防止のために背景調査を行う。その際の調査については、校内調査組織と調査審議会が連携し、亡くなった児童の尊厳に配慮しつつ、慎重に行うものとする。その際、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」(平成27年3月)児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。
 - 調査にあたっては、遺族に目的、目標、調査にあたる組織、調査の期間、方法、資料の取り扱い、説明の方法、調査結果の公表の方針等について

て、提案し、あらかじめ合意をしておくよう努める。

- 調査の結果は遺族の切実な心情を十分に理解し、できる限りの配慮をもって丁寧に説明をする。
- 必要に応じて、在校生、保護者に対しても可能な限りの配慮をもって調査の結果を丁寧に説明する。
- 情報の提供や報道対応については、個人情報への配慮のもと、正確で一貫性あるものにする。断片的で不確定な情報で誤解を与えることがないように十分に留意する。また、児童の自殺は連鎖性があることを踏まえ、報道の在り方については特に注意する。

5 その他

(1) いじめ防止等のための重要事項

- 事案の重大性を判断し、出席停止措置の活用や就学校指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を取っていく。
- 重大事案が発生した場合は、関係児童はもとより、その他の児童や保護者、地域に動揺が起こり、風評等が広がる可能性がある。したがって、東松山市教育委員会に支援を仰ぎ、一日も早く、落ち着いた学校生活を取り戻すよう努める。